

1 議 事 日 程（初日）

〔令和7年太宰府市議会第4回（11月）定例会〕

令和7年11月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第14号 専決処分の報告について（草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定） |
| 日程第5 | 議案第52号 太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第53号 太宰府展示館の指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第54号 水城館の指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第55号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第56号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第57号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第58号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第59号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第60号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第61号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第62号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第63号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第64号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第65号 太宰府市長等政治倫理条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第66号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第67号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第68号 太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第69号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第23 | 議案第70号 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第24 | 議案第71号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について |

日程第25 議案第72号 令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第26 議案第73号 令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 2番 | 馬場 礼子 議員 | 3番 | 今泉 義文 議員 |
| 4番 | 森田 正嗣 議員 | 6番 | 入江 寿 議員 |
| 7番 | 木村 彰人 議員 | 8番 | 徳永 洋介 議員 |
| 9番 | 船越 隆之 議員 | 10番 | 堺 剛 議員 |
| 11番 | 笠利 毅 議員 | 12番 | 原田 久美子 議員 |
| 13番 | 神武 綾 議員 | 14番 | 陶山 良尚 議員 |
| 15番 | 小畠 真由美 議員 | 16番 | 長谷川 公成 議員 |
| 17番 | 橋本 健 議員 | 18番 | 門田 直樹 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

| | | | |
|----|----------|----|----------|
| 8番 | 徳永 洋介 議員 | 9番 | 船越 隆之 議員 |
|----|----------|----|----------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

| | | | |
|------------------------------------|--------|---------------------------|--------|
| 市長 | 楠田 大蔵 | 副市長 | 原口 信行 |
| 教育長 | 井上 和信 | 総務部長 (経営企画担当) | 轟 貴之 |
| 総務部理事 (市長室担当) | 杉山 知大 | 総務部理事 (総務担当) | 宮崎 征二 |
| 市民生活部長 | 友添 浩一 | 健康福祉部長 | 大谷 賢治 |
| 健康福祉部理事 (子ども担当) | 添田 朱実 | 都市整備部長 (併営企業担当) | 伊藤 健一 |
| 観光経済部長 | 竹崎 雄一郎 | 教育部長 | 添田 邦彦 |
| 教育部理事 | 平野 善浩 | 総務課長 併選挙管理委員会事務局長 | 鳥飼 太 |
| 総務課長兼経営企画課長 担当課長兼シニアプロモーション担当課長 | 平嶋 香代子 | 市民課長 | 今村 江利子 |
| 福祉課長 | 山崎 崇 | 都市計画課長 | 古賀 千年志 |
| 上下水道課長 | 田中 潤一 | 観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長 | 草場 康文 |
| 社会教育課長 | 井本 正彦 | 監査委員事務局長 | 松尾 誓志 |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | |
|--------|--------|------|-------|
| 議会事務局長 | 野寄 正博 | 議事課長 | 花田 敏浩 |
| 書記 | 木村 幸代志 | 書記 | 陣内 成美 |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、令和7年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

8番、徳永洋介議員

9番、船越隆之議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（門田直樹議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から11月21日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております、会期内日程表によって運営を進めたいと思います。

また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（門田直樹議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。

監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第4、報告第14号「専決処分報告について（草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定）」及び日程第5、議案第52号「太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆様、おはようございます。本日ここに令和7年太宰府市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、選挙なども間近に控える大変ご多用の中にご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本議会は、私にとりましても市長として最後の定例会となります。これまでの来し方を振り返りつつ、今後への思いも引き継いでいく大切な機会にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そうした中、11月2日、職員の不祥事と思われる事案が発覚し、現在、事実確認を行っております。今後の処分なども含め慎重に判断し、詳細が判明次第、速やかにご報告する予定であります。

議員各位をはじめ市民や関係者の皆様には、ご心配、ご迷惑をおかけしており、大変申し訳ございません。私自身初心に立ち返り先頭に立って綱紀粛正、信頼回復、再発防止などに努めてまいります。

この過程の中で、多くの皆様に応援をいただきましたM-1グランプリ3回戦の出場を辞退いたしました。心苦しくはありますが、これまでの望外の結果に対し心より感謝を申し上げます。

さて、前回9月議会以降も様々な取組を行い、結果も出てまいりました。昨年からはまった大東建託の自治体ブランドランキングでは、県内で初の1位、全国でも26位を獲得することができました。

1,700を超える全国自治体の中で昨年の48位から大きく上回りベスト30入りを果たせたことは、恒例の市町村魅力度ランキングの30番台と併せ有終の美を飾れたのではと自負しております。

また、このたび福岡国際音楽大学の設置が晴れて認可され、昨日、記者会見が行われました。福岡県で唯一の新しい音楽大学がここ令和の都だざいふに設立されることは、地元としてもこの上ない慶びであります。

本市の重点施策である「世界に羽ばたく人材育成」とも合致する新たな取組であり、市とい

たしましても引き続き企業版ふるさと納税制度や今後は個人版のふるさと納税制度も活用し、サポートしてまいります。

昨年、日本一の猛暑のまちとなった本市は、特に子どもたちや災害避難者の体調を守るため体育館の空調設備の整備に踏み出しましたが、順調に整備を進め、10月までに全て使用を開始しております。

初めてノミネートしたゆるキャラ選手権「ゆるばーす2025」では、令和の都だざいふ応援大使でもある「おとものタビット」が全国77位に選出され、元号令和と本市のつながりなどをPRできました。

また、副会長として最後の出席となった全国史跡整備市町村協議会の第60回記念小牧大会では、閉会の挨拶の大役をいただき、先進的多用途活用の重要性を改めて会員皆様に訴えてまいりました。

節目の20周年を迎えた九州国立博物館では、10月20日記念式典が行われ、私も市を代表して参列いたしました。九博ツアーズや太宰府タイムトリップなど市との連携もさらに密接になっております。

姉妹都市である韓国扶余郡からもパクジョンヒョン郡守やキムヨンチュン議長をはじめ16人の視察団を迎え、行政や議会はもちろん、子どもたちをはじめ市民の方々とも交流を深めることができました。

このほか九州市長会や福岡県市長会、福岡都市圏行政推進協議会など他市町との連携も積極的に進めてきましたが、最後の出席の機会を生かして挨拶を交わし、今後の変わらぬ連携を呼びかけております。

そして、そうした振り返りや引き継ぎの総決算といたしまして、私の市長任期を予定されている来年1月27日から年内に前倒しする決断をいたしました。かつての本市の混乱を名実ともにリセットするためであります。

僅か8年前の今頃、本市は当時の市長と議会が対立し市長不信任と市議会解散が行われました。ちょうど今、話題となっている静岡県伊東市のような事態が、この地でも現実に起こっていたのであります。

その後、議員各位、市民の皆様、職員諸氏、そして我々三役などが心を一つに混乱からの脱却を着実に果たしてきましたが、今なお残る混乱の最後の遺物とも言えるのが市長任期と市議任期のずれであります。

公選法34条の2のいわゆる90日特例を活用することにより、前回今回と同日選を行うことはできますが、これにより市議不在の期間が生じるとともに選挙後市長任期が1か月半ほど残ることになります。

このため、市議不在期間に災害など予期せぬ危機が生じたとき、議会の招集ができないケースや、一定期間任期が残っている前任市長が辞め際に専決などの独断を行い得るなどの問題点が生じ得ます。

こうした諸課題を解決しつつ、市長選、市議選の同日実施により数千万円に及ぶ税金を節約し、投票率アップにもつなげ、引き継ぎもスムーズ化するためには、退任を年内に前倒しするのが最善と判断いたしました。

あくまでも、世のため人のため、市のため市民のために、そして次代を担う子どもたちのためにという私の政治家哲学、人生哲学によるものとご理解いただき、その評価は後世に委ねさせていただければ幸いです。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告案件1件、人事案件1件、指定管理者指定11件、条例改正3件、条例制定2件、補正予算5件、合わせて23件の議案のご審議をお願い申し上げます。

特に、私にとりまして最後の補正予算の中で、子どもたちから大人まで快適で安心できる新しい公共の場を提供すべく、今まで根強い要望のありました学校や公園のトイレや時計の整備を行うことを提案しております。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第14号から議案第52号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第14号「専決処分の報告について（草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定）」についてご説明申し上げます。

本件は、令和7年6月23日に市職員が職員駐車場において草刈り機を使用し除草作業を実施したところ、飛び石により近隣駐車場に駐車中の車両の窓ガラスを破損する事故が発生したものであります。

その後、相手方と協議を行い、当該窓ガラスの修理費用及び修理中のレンタカー賃借費用を支払うことで合意に至りました。

この事故による損害賠償の額を定めることについて、令和7年10月10日付で、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定に基づき専決処分したので、同法180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、賠償金につきましては、本市が加入する損害賠償保険及び本市予算から相手方に全額お支払いいたしております。

次に、議案第52号「太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

井上和信教育長が本年12月24日付をもって任期満了となりますので、再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

井上氏は、昭和54年5月に那珂川町立安徳北小学校の教諭として教鞭を執られ、その後、平成28年3月に太宰府市立水城小学校校長として定年を迎えられるまでの間、各小学校の教頭、校長として学校現場でご活躍されるだけでなく、福岡教育事務所副所長なども務められ、教育行政の幅広い分野でご活躍をされてこられました。

また、平成28年4月から本市教育委員会の総括指導主幹として、令和4年12月25日からは本市の教育長として就任いただき、多岐にわたる高い見識、豊富な経験を持って、今日まで本市の教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。

今後とも、その知識と経験、情熱を十二分に発揮していただき、本市教育行政のさらなる発展のためにご貢献いただきたいと思いますと考えております。

略歴書を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

これから報告第14号について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

次に、議案第52号について、質疑は11月10日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第16まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第6、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」から日程第16、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 先ほど、すみません、切りどころを間違えまして、失礼いたしました。

改めまして、議案第53号から議案第63号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人古都大宰府保存協会を令和8年度から3年間にわたり大宰府展示館の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号「水城館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人古都大宰府保存協会を令和8年度から3年間にわたり水城館の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定す

るに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市民図書館の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、一般社団法人太宰府市スポーツ協会を令和8年度から3年間にわたり太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」ご説明申

上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市体育センターの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を令和8年度から3年間にわたり太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

議案第53号から議案第63号までについて、質疑は11月10日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17から日程第26まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第17、議案第64号「太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例につい

て」から日程第26、議案第73号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第64号から議案第73号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第64号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、観光客参拝客をはじめとする市外者が多く訪れる本市において、受益と負担の適正化の観点から市外の利用者に応分の負担を求め、市民と交流人口の相互発展を図ることを目的として、大宰府展示館の入館料に市外者料金を設定するものであります。

市外者料金につきましては、現在の料金の2倍の大人400円、高校生・大学生200円とし、令和8年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第65号「太宰府市長等政治倫理条例の制定について」ご説明申し上げます。

本条例につきましては、市長、副市長及び教育長が市民全体の奉仕者として、市のため市民のためにその人格と倫理の向上に努めることにより、政治の透明性を高め、市民の皆様の信頼を確保することを目的とし制定するものであります。

次に、議案第66号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、「児童福祉法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」「学校教育法」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正が行われたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、議案第67号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、「児童福祉法」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正が行われたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、議案第68号「太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

「児童福祉法」の改正が行われたことに伴い、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず保育所などに通園できる仕組みとして創設された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を令和8年4月から開始するために本条例を制定する必要が生じたものであります。

次に、議案第69号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ4億2,568万9,000円を追加し、予算総額を371億4,439万9,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、子どもたちが安心して学び、心身ともに健やかに成長できる教育環境を確保するため、学校のトイレ洋式化や運動場バックネット、時計の整備を行い、快適で安全な学校生活を実現する費用や、子どもから高齢者まで誰もが安心して利用できる公共空間を確保するため、スポーツ施設や公園などの老朽化したトイレの改修や洋式化を行い、衛生面や快適性の向上を図る費用を計上しております。

その他、新たな公共交通体系の一つとして構築可能であるかを検証するためのデマンド交通運行事業について、令和8年度以降も継続して実証運行事業を実施するための費用に係る債務負担行為のほか、9月末で完了した市内街路灯LED化の際に全灯点検を実施した結果、老朽化が判明したポール等の修繕に係る費用、障がい者の社会活動や暮らしを支援するための福祉サービス給付や、障がいの除去・軽減を図ることにより生活能力や職業能力の回復や向上を目的とした更生医療の増加に係る費用、令和8年度の小・中学校の学級編制に対応するための費用などを計上しております。

あわせて、繰越明許費の追加を2件、デマンド交通運行事業を含めた債務負担行為の追加を3件、地方債の変更を1件計上しております。

次に、議案第70号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2,405万4,000円を追加し、予算総額を69億4,295万1,000円にお願いするものであります。

内容としましては、歳入につきましては、令和6年度決算において確定しました国民健康保険事業特別会計の剰余金を前年度繰越金に計上するための増額補正であります。

歳出につきましては、令和6年度に交付を受けました保険給付費等交付金の超過交付分を償還するための保険給付費等交付金償還金の増額補正及び剰余金から償還金を差し引いた残余分について国民健康保険事業特別会計財政調整基金へ積み立てるための増額補正として計上するものであります。

次に、議案第71号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ318万2,000円を追加し、予算総額を17億1,143万8,000円にお願いするものであります。

内容としましては、歳入につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合決算による令和6年度事務費負担金の確定に伴う返還金の増額補正及び後期高齢者医療保険料算出に係るシステム改修に伴う事務費繰入金金の増額補正であります。

歳出につきましては、歳入補正に伴う一般会計繰出金及び印刷製本費を増額補正として計上するものであります。

次に、議案第72号「令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出を3,729万円増額し、総額14億4,993万5,000円とするものであります。

内容としましては、大佐野浄水場の活性炭取替作業業務委託に係る費用であります。

そのほか、漏水調査に係る債務負担行為の追加を1件計上しております。

次に、議案第73号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出を439万6,000円増額し、総額15億3,469万9,000円とするものであります。

内容としましては、令和6年度御笠川那珂川流域下水道維持管理負担金の精算追加分に係る増額であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

議案第64号から議案第73号までについて、質疑は11月10日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、11月10日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時26分

~~~~~ ○ ~~~~~